○関東地方整備局告示第三百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月二十六日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人群馬県建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	真塩　卓、辻　幸和
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十三年六月十五日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	
変更後	石関　昭、鵜飼　惠三

(2)　変更年月日

平成二十三年六月十六日

○四国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
吉野川市山川町前川六二番九から同市山川町前川三九番一まで	前	一〇・九七～一二・二九メートル
	後	一二・二二～一二・二九メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

その関係図面は、平成二十三年七月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十六日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	吉野川市山川町前川六二番九から同市山川町前川二七番三まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月二十六日

国会事項

衆議院

議案提出

七月二十二日内閣から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

七月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

高齢者の災害関連死に関する質問主意書（木村太郎提出）

東日本大震災に係る災害廃棄物処理の進捗状況に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問主意書（小野寺五典提出）

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長に対する検察審査会の議決に関する再質問主意書（浅野貴博提出）

参議院

議事日程

七月二十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十七号

平成二十三年七月二十五日（月曜日）

午後四時開議

第一　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

議案受領（予備審査）

七月二十二日内閣から次の議案が送付された。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第八八号）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八九号）

報告書提出

七月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第四号）審査報告書

人事異動

内閣

衆議院議員　鳩山由紀夫

ペルー国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は平成二十三年八月十一日までとする（七月二十二日）

警察庁

（警察庁交通局付）警視長　廣田　耕一

警察庁交通局運転免許課長を命ずる

（警察庁長官官房審議官（交通局担当））警視監　佐々木真郎

警察庁交通局運転免許課長事務取扱を免ずる（以上七月二十五日）

外務省

（在中華人民共和国日本国大使館参事官（公使））外務事務官　波多野淳彦

経済産業省に出向させる（七月十九日）

（在ミャンマー日本国大使館参事官（公使））外務事務官　竹内　一之

在ドイツ日本国大使館参事官に配置換する

ドイツ国駐箚特命全権大使を補佐しドイツ国に在勤する期間公使の名称を与える

（在アルゼンチン日本国大使館参事官（公使））同　山元　毅

在ウィーン国際機関日本政府代表部参事官に配置換する

在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し在ウィーン国際機関日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（以上七月二十日）